

議案第9号

関市高額療養資金等貸付基金条例の一部改正について

関市高額療養資金等貸付基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年2月21日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市高額療養資金等貸付基金の額を改定するため、この条例を定めようとする。

関市高額療養資金等貸付基金条例の一部を改正する条例

関市高額療養資金等貸付基金条例（昭和53年関市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「30,000,000円」を「10,000,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。